

2 施設使用料について

同一の利用者が連続して利用できる期間は、いずれの施設も 14 日間を上限とします。
利用時間には、準備及び片付け等に要する時間も含まれています。

利用区分		使用料（円）		
		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	昼間 (9:00~17:00)
市民アトリエ・ ギャラリー	展覧会利用			9,600
	制作利用	2,600	3,480	6,900
アトリエ	展覧会利用			2,230
	制作利用	600	810	1,620
企画展示室				19,600

- 1 利用者が入場料等（※1）を徴収する場合は、上記使用料に下記の割合で加算を行います。
 - ①入場料等が800円以下の場合は、該当する使用料に30%加算します。
 - ②入場料等が800円を超える場合は、該当する使用料に100%加算します。
- 2 入場料等に二つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等とみなします。
- 3 入場料等を徴収しないで営利を目的として使用する場合は、該当する使用料に30%加算します。
- 4 展示準備のために利用する場合は、該当する使用料の40%となります。
- 5 利用区分に定められた時間外の利用は、原則としてできません。準備及び片付け等を含め、利用時間内にすべての作業が完了するよう、利用期間を計画してください。ただし、突発的な事由により、やむを得ず利用時間を超過して利用する必要がある場合には、当館が認める範囲で超過利用を許可することがあります。この場合、以下の超過使用料を加算します。
- 6 超過時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げます。

超過 1 時間				
市民アトリエ・ギャラリー		アトリエ		企画展示室
展覧会利用	制作利用	展覧会利用	制作利用	
1,930	1,390	410	300	3,850

（※1）「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称いかんを問わず、入場の対価として金を徴収することを指します。

※附属器具、貸出備品の使用料は使用施設の区分等により異なります。

（本手引き 23~25 ページ及び 33 ページの各施設「附属器具使用料について」参照）

（例）■マイク、拡声装置（交流文化芸術センターの貸出備品にあたる）を 1 日使用した場合
 $(500 \text{ 円} + 1,010 \text{ 円}) \times 2 \text{ (午前・午後)} = 3,020 \text{ 円}$